



秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	
生活保護法による医療機関の指定(六二八・福祉政策課)	1
生活保護法による施術者の指定(六二九・福祉政策課)	1
生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(六三〇・福祉政策課)	2
農地保有合理化事業規程の変更の承認(六三一・農林政策課)	2
大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(六三二・商工業振興課)	2

告 示

大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(六三三・商工業振興課)	3
開発行為に関する工事の完了(六三四・鹿角地域振興局建設部)	4
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)	4
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)六件	4
収用委員会告示	
損失補償事件の審理の開始(二、三)	8

秋田県告示第六百二十八号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十五年八月十二日
 秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診 療 科 名	指 定 年 月 日
医療法人 高橋歯科	高橋 亮	雄勝郡羽後町西馬首内字本町八十二 一	歯科	平成九年四月一日
みわ内科歯科クリニック	斎藤 義 己	雄勝郡羽後町貝沢字稲荷二十三番地の九	内科、呼吸器科、循環器科、歯科、小児歯科	平成十五年七月一日
岩見三内クリニック	医療法人 施流会 理事長	河辺郡河辺町三内字外川原百十五番地	内科、胃腸科、外科	平成十五年七月一日
石井内科胃腸科医院	石井 伸明	仙北郡中仙町長野字新山七十一 一	内科、胃腸科	平成十五年七月三日
下田内科消化器科医院	下田 泉	平鹿郡増田町増田字石神五十五 二	内科、消化器科、呼吸器科、循環器科	平成十五年七月二十三日

秋田県告示第六百二十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四号)第五十五条において準用する同法第

四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十五年八月十二日

秋田県知事 寺田典城

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	業務の種類	指定年月日
小沼 幸一	能代市字鳥小屋三十二五	おぬま整骨院	能代市字鳥小屋三十二五 八力マタビルF	柔道整復	平成十五年六月一日

秋田県告示第六百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。

平成十五年八月十二日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
庄司医科歯科医院	庄 司 徹	雄勝郡羽後町貝沢字稻荷二十三番地の九	平成十五年五月五日
高橋歯科クリニック	高 橋 亮	雄勝郡羽後町西馬音内字本町八十二番一号	平成九年三月三十一日
庄司医歯科医院	庄 司 薫	雄勝郡羽後町貝沢字稻荷二十三番九号	平成十五年六月三十日
岩見三内クリニック	鈴 木 彰	河辺郡河辺町三内字外川原百十五番地	平成十五年六月三十日

秋田県告示第六百三十一号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第七条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程を承認したので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成十五年八月十二日

秋田県知事 寺田典城

一 農地保有合理化事業を行う者
おものがわ農業協同組合

秋田県告示第六百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大

- 二 農地保有合理化事業の実施地域
雄物川町における農業振興地域の区域
- 三 農地保有合理化事業の種類
農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号に掲げる事業
- 四 農地保有合理化事業規程を承認した日
平成十五年七月十七日

規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。
 平成十五年八月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
 イオン株式会社 代表執行役 岡 田 元 也

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ジャスコ五城目ショッピングセンター

南秋田郡五城目町大字上樋口字熊堂下四十八番一外

(三) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者

ア 変更前 イオン株式会社外十三

イ 変更後 イオン株式会社外十一

(四) 変更の年月日

平成十五年七月三十一日

(五) 変更する理由

小売業者の退店による

二 届出年月日

平成十五年七月三十日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

五城目町役場 商工観光課

(二) 縦覧期間

平成十五年八月十二日から同年十二月十二日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第六百三十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十五年八月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
 イオン株式会社 代表執行役 岡 田 元 也

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ジャスコ五城目ショッピングセンター

南秋田郡五城目町大字上樋口字熊堂下四十八番一外

(三) 変更しようとする事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 イオン株式会社

ア 変更前 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十一時

イ 変更後 二十四時間営業

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前八時三十分から午後十一時三十分まで

イ 変更後 二十四時間

(四) 変更の年月日

平成十五年八月一日

(五) 変更する理由

消費者の利便性向上のため

二 届出年月日

平成十五年七月三十日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

- 五城目町役場 商工観光課
- (二) 縦覧期間
平成十五年八月十二日から同年十二月十二日まで
- 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
(一) 意見を述べる者の氏名及び住所
(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第六百三十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十五年四月三十日付け指令鹿建 十三で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十五年八月十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
岩手県二戸郡一戸町高善寺字野田百十番地一
株式会社アキヤマ 代表取締役 秋山 照明
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
鹿角市花輪字小深田二百二十七番、二百三十一番、二百三十四番、二百四番一、二百五番一、二百五番二、二百六番、二百九番、二百十番、二百十一番、二百十二番、二百十三番一、二百十四番一、二百十五番、二百十六番、二百三十四番一、二百三十五番一、二百二十七番地先水路、二百四番一地先道路、二百五番一先水路、二百十四番一地先水路

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十五年八月十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあった年月日
平成十五年七月二十四日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 秋田県国際協力協議会
- 三 代表者の氏名
奈良 洋
- 四 主たる事務所の所在地
秋田市山王六丁目十三番八号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、国際交流及び協力に関心のある人々に対して、人材の育成・国際理解の推進・研修員等への支援・環境保全・人権擁護などに関する研修事業等を行い、地域の国際化の推進に寄与することを目的とする。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年八月十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
三軸微細加工機 一式
 - (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
平成十五年十一月二十八日(金)
 - (四) 納入場所
秋田県工業技術センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年八月十二日(火)から同月二十一日(木)

までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年八月二十九日(金)午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年八月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

非接触形状測定顕微鏡 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年十一月二十八日(金)

(四) 納入場所

秋田県工業技術センター

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を除き、平成元年秋田県条例第二十九号(第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年八月十二日(火)から同月二十一日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年八月二十九日(金)午前十一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十五年八月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
ワゴン車(車椅子仕様車) 一台
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十五年十月三十一日(金)
- (四) 納入場所
秋田県阿桜園
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年八月十二日(火)から同月二十一日(木)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十五年八月二十九日(金)午後一時三十分
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十五年八月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
ガスクロマトグラフ 一式
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十五年十月三十一日(金)
- (四) 納入場所
秋田県立大学事務局
- 二 入札に参加する者に必要な資格

- (一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (二) 契約条項を示す場所等
- (三) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (四) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (五) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 秋田県の休日を除き、平成十五年八月十二日(火)から同月二十一日(木)まで
 規定する県の休日を除き、平成十五年八月十二日(火)から同月二十一日(木)までの期間、随時交付する。
- (六) 入札執行の日時及び場所
 平成十五年八月二十九日(金)午後二時
 秋田県庁地下一階管財課入札室
- (七) 入札保証金
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。
- (八) その他
- (九) 入札の方法
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (十) 入札の無効
 規則第六十六條に規定するところによる。
- (十一) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (十二) 提出書類等
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (十三) その他
 詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十五年八月十二日
 秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
 高速液体クロマトグラフ 一式
- (二) 購入物品の仕様等
 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
 平成十五年十月三十一日(金)
- (四) 納入場所
 秋田県立大学事務局
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 契約条項を示す場所等
- (四) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (五) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (六) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 秋田県の休日を除き、平成十五年八月十二日(火)から同月二十一日(木)まで
 規定する県の休日を除き、平成十五年八月十二日(火)から同月二十一日(木)までの期間、随時交付する。
- (七) 入札執行の日時及び場所
 平成十五年八月二十九日(金)午後二時十五分
 秋田県庁地下一階管財課入札室
- (八) 入札保証金
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。
- (九) その他
- (十) 入札の方法
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年八月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

高速液体クロマトグラフ 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年十月三十一日(金)

(四) 納入場所

秋田県立大学事務局

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年八月十二日(火)から同月二十一日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年八月二十九日(金)午後二時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

収 用 委 員 会 告 示

秋田県収用委員会告示第一号

秋田県収用委員会は、裁決申請者株式会社武基代表取締役武智萬之助並びに産栄空調株式会社代表取締役武智文司(裁決申請者代理人 弁護士 真田淡史、同 大坂周

作)から平成十五年七月二十五日に申請のあった秋田都市計画事業秋田駅東拠点地区土地区画整理事業に係る損失補償事件の審理を次のとおり開始するので、秋田県収用委員会運営規則(昭和五十一年秋田県収用委員会告示第一号)第六条の規定に基づき、公告する。

平成十五年八月十二日

秋田県収用委員会会長 豊 口 祐 一

- 一 審理開始の期日 平成十五年十二月五日午後二時三十分
- 二 審理開始の場所 秋田市山王三丁目一番一号 県庁第二庁舎 三十四会議室

秋田県収用委員会告示第三号

秋田県収用委員会は、裁決申請者秋田市代表者秋田市長佐竹敬久から平成十五年七月二十五日に申請のあった秋田都市計画事業秋田駅東拠点地区土地区画整理事業に係る損失補償事件の審理を次のとおり開始するので、秋田県収用委員会運営規則(昭和五十一年秋田県収用委員会告示第一号)第六条の規定に基づき、公告する。

平成十五年八月十二日

秋田県収用委員会会長 豊 口 祐 一

- 一 審理開始の期日 平成十五年十二月五日午後二時三十分
- 二 審理開始の場所 秋田市山王三丁目一番一号 県庁第二庁舎 三十四会議室

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubarara@matsubararansatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄